第二百二十一条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第一号に次のように加える。

ツ　前払式支払手段発行者
　ネ　資金移動業を営む者

第二百二十七条第一項第三号リを次のように改める。

リ　前払式支払手段発行者

第二百二十七条第一項第三号中「ヲからタ」を「ワからレ」に改め、タをレとし、ヌからヨまでをルからタまでとし、リの次に次のように加える。

ヌ　資金移動業を営む者

第二百二十八条第一項中「二百二十五人」を「二百三十人」に改める。

第二百三十二条第一項中「五百九十五人」を「五百九十七人」に改める。

第二百三十二条の二第二項を次のように改める。

2　貸金業調整官は、命を受けて、第二百二十一条第一号カからネに掲げる者の監督に関する事務のうち重要な事項についての調整に関する事務を処理する。

第二百三十四条第一項中「二百九十九人」を「三百人」に改める。

第二百五十条第一項中「二百十一人」を「二百十人」に改める。

第二百五十三条第十七号を削り、同条第十六号に次のように加える。

ヲ　前払式支払手段発行者
　ワ　資金移動業を営む者

第二百五十八条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第一号に次のように加える。

ヲ　前払式支払手段発行者
　ワ　資金移動業を営む者

第二百六十一条第四項中第十三号を削り、同項第十二号に次のように加える。

ル　前払式支払手段発行者
　ヲ　資金移動業を営む者

第二百九十八条第一項中「五百六十二人」を「五百七十五人」に改める。

第二百九十九条第一項中「五十七人」を「五十八人」に改める。

第三百二十一条第一項中「二百四十九人」を「二百四十八人」に改める。

第三百二十二条第一項中「九十九人」を「百人」に改める。

第三百四十条第一項中「五百六十八人」を「五百七十一人」に改める。

第三百七十六条第一項中「九人」を「十人」に改める。

第四百二十八条中「三十五人」を「四十人」に改める。

第四百三十九条第二項中「百四十七人」を「百六十八人」に改める。

第四百八十五条第一項中「二千九百三十二人」を「二千九百三十三人」に改める。

第四百九十七条第一項中「四百三人」を「四百四人」に改める。

第五百十八条第一項中「千四百九十二人」を「千四百九十三人」に改める。

第五百五十五条第一項中「八千十人」を「八千二十四人」に改める。

第五百五十六条第一項中「一万九千五百五十三人」を「一万九千六百三十八人」に改める。

別表第九長岡の項管轄区域の欄中「長岡市」の下に「（小千谷税務署管内の地域を除く。）」を加える。

別表第九小千谷の項管轄区域の欄を次のように改める。

相模原	中央区	長岡市のうち川口相川、川口荒谷、川口牛ケ島、川口木沢、川口田麦山、川口峠、川口中山、川口武道窪、川口和南津、西川口、東川口　小千谷市　魚沼市　南魚沼市　南魚沼郡
	緑区（相模原市）	中央区　南区（相模原市）

別表第九横浜南の項中「南区」の下に「（横浜市）」を加え、同表緑の項中「緑区」の下に「（横浜市）」を加える。

別表第九相模原の項を次のように改める。

相模原	中央区	緑区（相模原市）　中央区　南区（相模原市）

別表第九西の項中「西区」の下に「（大阪市）」を加え、同表北の項中「北区」の下に「（大阪市）」を加え、同表大淀の項中「北区」の下に「（大阪市）」を加え、同表堺の項中「西区」及び「北区」の下に「（堺市）」を加え、同表佐世保の項管轄区域の欄中「佐世保市」の下に「（平戸税務署管内の地域を除く。）」を加える。

別表第九平戸の項管轄区域の欄を次のように改める。

佐世保市のうち江迎町赤坂、江迎町飯良坂、江迎町猪調、江迎町埋立、江迎町箙尾、江迎町奥川内、江迎町梶ノ村、江迎町上川内、江迎町北田、江迎町北平、江迎町栗越、江迎町小川内、江迎町志戸氏、江迎町末橋、江迎町田ノ元、江迎町中尾、江迎町長坂、江迎町七腕、江迎町根引、江迎町三浦、江迎町乱橋、鹿町町大屋、鹿町町上歌ヶ浦、鹿町町九十九島、鹿町町口ノ里、鹿町町下歌ヶ浦、鹿町町新深江、鹿町町上肥ノ浦、鹿町町中野、鹿町町長串、鹿町町深江、鹿町町船ノ村　平戸市　松浦市　北松浦郡（佐世保税務署管内の地域を除く。）

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表第九長岡の項、小千谷の項、佐世保の項及び平戸の項の改正規定は、公布の日から施行する。

○財務省令第二十六号

特定国有財産整備特別会計及び国立高度専門医療センター特別会計の廃止に伴い、及び高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）附則第八条第一項の規定を実施するため、特定国有財産整備特別会計及び国立高度専門医療センター特別会計の廃止に伴う財務省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日　　財務大臣　菅　**直人**

特定国有財産整備特別会計及び国立高度専門医療センター特別会計の廃止に伴う財務省関係省令の整備に関する省令

（支出官事務規程の一部改正）

第一条　支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第六項第二十号及び第二十一号中「財務省」の下に「及び国土交通省」を加える。

（国有財産法施行細則の一部改正）

第二条　国有財産法施行細則（昭和二十三年大蔵省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第十条中第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

（財政融資資金預託金取扱規則の一部改正）

第三条　財政融資資金預託金取扱規則（昭和二十六年大蔵省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

8　高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）附則第八条第一項又は第十条第三項の規定により、国立高度専門医療センター特別会計の積立金に属する現金を同法第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センター又は一般会計に承継するため、当該積立金に属する預託金の払戻しを受けようとする場合における第十一条第一項の適用については、同項の表中「何年度、何省所管何会計、歳入」、「何年度、何会計、歳入外、損失補てん（積立金に属する現金を支払元受高に繰替使用する場合にあつては、「繰替」とする。）」又は「何資金、繰替（積立金に属する現金を資金に繰替使用する場合に限る。）」とあるのは「何年度、何会計、歳入外、積立金」とする。

（歳入徴収官事務規程の一部改正）

第四条　歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第三号を削る。

別紙第四号の八書式及び別紙第四号の九書式中「財務省所管」を「財務省及び国土交通省所管」に改める。